

【令和3年第3回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和3年10月8日 まちづくり委員長 露木 明美

○「議案第122号 川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例の改正内容について

特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

* 特定都市河川浸水被害対策法の改正内容について

流域で水害対策を行う河川の対象範囲を拡大すること、民間事業者等も含めて総合的な治水の取組を実施していくこと、治水計画を進める上での組織体制の強化を図ること等が主な改正内容である。

* 本法律の改正による本市への影響について

関連する法律も改正されており、年内には施行に伴う内容が国によって具体化される予定であるため、今後、どのように取り組んでいくべきか明らかになると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第124号 五反田川放水路施設整備工事請負契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第125号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

* 路線の認定における要件について

認定の要件については、道路法に基づき、一般交通の用に供していることと定められている。津田山駅については、南北の自由通路を整備したことにより、一般交通の用に供する状況になったため、認定の手續とともに供用開始の手續を行うこととなる。

* 自由通路等における供用開始の手續及び一般に利用される時期について

道路法に基づく供用開始の手續としては、路線の認定の議決を経た後に行われる。なお、自由通路及び南側通路は完成後、既に一般に利用されている状況である。

* 自由通路等の完成時期について

自由通路及び南側通路については、令和3年7月までに完成しており、7月19日から利用を開始している。

* 供用開始の手續の完了前に事故が発生した場合の対応について

供用開始前から当該通路の管理については市が万全を期しているため、事故発

生時においても対応が可能と考えている。

*** 手続完了後の通路の活用及び規制の有無について**

市が自由通路を管理していくため、区役所や道路公園センターと連携しながら、利活用を進めていく予定である。また、当該通路は駅の施設ではなく、公道として管理していくことになるため、占用許可等の手続について適正に管理をしていく予定である。

*** 自由通路における北側通路の扱い及び小杉菅線の区域に編入された時期について**

北側通路は既に小杉菅線の区域として管理している。また、平成26年に小杉菅線の区域変更を実施している。

*** 小杉菅線の区域変更に関する議決の状況について**

路線の認定については議案となるので、小杉菅線は既に議決を経ている。また、区域の変更については議決が必要でないため、北側の通路においては議決を経ずに手続を進めている。

《 審査結果 》

全会一致原案可決

○ 「議案第134号 令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《 主な質疑・答弁等 》

*** 本補正予算の目的等について**

令和2年度予算に剰余金が発生したため、今年度に繰り越すものである。剰余金が発生した要因としては、予算を上回る収入の増加、用地取得の費用が想定より抑えられたこと、入札差金が発生したことなどが挙げられる。今回補正した歳入は、早野聖地公園における大規模な整備等に活用する予定である。

《 審査結果 》

全会一致原案可決